

令和3年6月21日

生徒の皆さん  
保護者の皆様

京都市立嵯峨中学校  
校長 小滝 俊則

## 「まん延防止等重点措置」への移行に伴う本校の教育活動並びに 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

政府より京都府に対して発出されていた「緊急事態宣言」が、本日より京都市は「まん延防止等重点措置」へと移行されました。しかしながら、移行に伴う人流の増加や変異株等の拡大も懸念される状況でもありますので、取り組んでいる感染症対策を継続し、より一層徹底しつつ、教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力の程、お願ひいたします。

なお、今後の京都府内の感染状況や国・京都府等の動向等を踏まえ、下記の対応について、変更する場合がございます。その場合は改めてお知らせいたします。

### 1. 当面の学校行事について（前回お知らせしたものと変更はございません。）

7月 2日（金）	「教育課程説明会・進路保護者会・修学旅行保護者説明会」
7月 8日（木）	「体育大会」 ※学年別に2時間ずつ実施します。
7月13日（火）	夏休み前三者懇談会（～19日（月））
7月20日（火）	1学期終業式
7月21日（水）	夏季休業（～8月24日（火））
8月24日（火）	3年生登校日（修学旅行前日指導）※詳細は後日お知らせします。
8月25日（水）	2学期始業式・有栖川清掃（校内清掃） 3年生「修学旅行」（～27日（金））
8月26日（木）	2年生「生き方探究チャレンジ体験（職場体験）」（～27日（金））
9月13日（月）	第2回定期テスト（～14日（火））

### 2. 具体的な教育活動について

- (1) 「感染のリスクが高い学習活動」については、その必要性を十分に精査し、教育上、実施することが必要と認められる場合について、「3つの密」の回避の徹底等の感染症対策を講じた上で実施します。その際、文部科学省作成「学校教育活動を継続するためのチェックリスト」参照した上で、感染症対策に万全を期して行います。
- (2) 校外活動については、重点措置期間中は「京都市内」の活動に限定しての実施となります。
- (3) 市内外から講師等を招いて実施する活動や地域・関係団体と連携した校内での活動等について、重点措置期間中においては、感染防止対策を講じた上で実施いたします。
- (4) 水泳授業については、別紙の通り、文部科学省の示すガイドライン等に基づき、感染対策を十分に講じた上で、実施いたします。

### 3. 部活動について

以下の通りの取り扱いになりますが、後日、部活動ごとに顧問よりお知らせいたします。

期間	内容
6月21日（月）～7月2日（金）	活動場所は校内限定とする。活動時間は部活動ガイドラインに記載された通常の時間とする。 大会参加の要件は公的な大会とし、全国・近畿等につながる大会と限定しない。
7月3日（土）～7月11日（日）	対外的な活動や宿泊は、京都府内に限り認める。
7月12日（月）～	京都府外での活動や宿泊を認め、通常の運営とする。

### 4. 家庭での健康観察の徹底と体調不良時の対応について

- (1) 引き続き、毎日朝晩、お子さまの体温を測定し、発熱や咳などの風邪症状がないか等、健康観察を行い、その結果を本校から配布している「健康観察票」に記録して、登校時に持参・提出するようご指導ください。月末には学校に提出していただき、1ヶ月程度、保管いたします。また、保護者の皆様も、お子さまと一緒に毎日の健康観察にお取り組みいただき、ご家族で保健衛生の取組を進めていただき、感染予防に努めていただきますようお願ひいたします。
- (2) 登校前の健康観察で、発熱や咳の風邪症状がみられた場合は、学校へ電話連絡のうえ、感染拡大防止のため、必ず登校を控えてご自宅で休養させてください。また、同居のご家族に風邪症状がみられる場合も同様に登校を控えていただきますよう、ご協力をお願ひいたします。
- (3) お子様やご家族に発熱や体がだるい、のどが痛いなどの風邪症状があるときは、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所や病院）に、まず電話でご相談ください。休日・夜間など受診できる医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」（電話 414-5487 365 日 24 時間受付）に連絡してください。お子様に少なくとも以下のいずれかの症状がみられる場合は、すぐに医療機関に電話でご相談いただくとともに、学校（電話 871-0533）へお知らせください。

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。  
(症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。)
- 基礎疾患があるなど重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- 上記以外の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている。

- (4) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 871-0533）へ連絡してください。また、保健所等からお子様の自宅待機について要請があった場合は、登校を控えていただきますよう、ご協力をお願ひします。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された。
- お子様や同居されているご家族に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた。
- ご家族などが感染され、お子様や同居されているご家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた。

- (5) 新型コロナウイルスが変異株に置き換わる中で、家庭内での感染が増加し、職場や学校・福祉施設等での感染防止対策のため、これまで以上に、マスクの着用、手洗い・手指の消毒、身体的距離の確保、換気等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

先にも述べていますが、体調がすぐれない場合は登校を控え、かかりつけ医など身近な医療機関（地域の診療所や病院）に、まず電話で相談して受診してください。ご家族にも同じ状況が起こった場合も同様に対応していただき、お子様の登校を控えていただきますようお願ひします。